

広島市子ども施策総合計画の課題と対応の基本的方向について

基本目標Ⅰ すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

〔重点施策〕

- 1 子どもと親の健康づくりの推進
- 2 障害のある子どもに対する支援
- 3 子どもの遊び場と居場所づくりの推進
- 4 児童虐待防止対策の推進等
- 5 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境をつくります

〔重点施策〕

- 1 社会全体で子どもを育てる環境づくり
- 2 保育サービスの充実
- 3 就労環境の整備
- 4 子育て家庭に対する養育支援
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 7 地域における子育て環境の充実

基本目標Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

〔重点施策〕

- 1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- 2 多様な教育の推進
- 3 いじめ、不登校、非行等対策の充実
- 4 青少年の健全育成等
- 5 安全・安心なまちづくり

基本目標Ⅳ 子どもが社会に参加するための環境をつくります

〔重点施策〕

- 1 子どもの権利を保障するための環境整備
- 2 子どもの社会参画の促進

第3回子ども・子育て
会議において御意見を
いただく重点施策

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 1. 社会全体で子どもを育てる環境づくり

課題	対応の基本的方向
<p>○保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう、地域や社会の支援が必要である。</p> <p>○社会のあらゆる分野の構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働し各々の役割を果たす必要がある。</p>	<p>【地域や社会の支援】</p> <p>○幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、子どもの健やかな成長を促進する。</p> <p>○子育て支援に積極的に取り組む中小企業に対する融資制度の普及や事業所内保育施設の設置促進などにより、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備を支援する。</p> <p>○子育て世帯が、子育てを終え多様な知識や経験を有する高齢者などさまざまな世代から助言・支援を受けることが出来る環境づくりを促進する。</p> <p>【子どもと子育てに関する理解の促進】</p> <p>○児童福祉月間行事などにより、子育てについての理解を深め、地域における子育て支援の機運の醸成を図る。</p> <p>○少子化等に伴い、乳幼児と触れ合う経験のないままにおとなになる人が増えていることから、親になる前の青年期の若者に対して、妊娠、出産、子育て等についての情報提供を行うことにより、子どもをもつことに対する不安感・負担感の軽減を図る。</p> <p>【男女共同参画に関する学習、広報・啓発活動の推進】</p> <p>○家庭や地域社会が男女共同参画の視点から、協力しながら、子どもを育てることができるよう、研修会の開催や情報誌の配付などにより、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行う。</p>

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 2. 保育サービスの充実

課題	対応の基本的方向
<p>○喫緊の課題である待機児童解消のため、引き続き保育園整備を推進し、受入枠の拡充に取り組む必要がある。</p> <p>○受入枠拡大を支える保育士の確保対策に取り組む必要がある。</p> <p>○就労形態の多様化や保護者の子育て負担の増大などに対応するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実に取り組む必要がある。</p> <p>○障害等により支援を必要とする子どもが増加しているため、障害児保育の充実に取り組む必要がある。</p> <p>○保護者が保育サービスの中から適切に選択できるよう、きめ細かい相談と情報提供ができる環境を整える必要がある。</p> <p>○子どもの健やかな成長を支援するため、保育の質の維持向上が必要である。</p>	<p>【保育園入園待機児童の解消】</p> <p>○地域ごとの将来の保育需要（子ども・子育て支援事業計画）に基づき、保育園の整備を行い、保育園の定員を拡充するとともに、認定こども園の設置促進、認可外保育施設の認可化などを進める。</p> <p>○整備に当たっては、公立と比較し効率的な運営が可能である民間事業者を主体として進める。また、既存施設等の活用や、既存の事業、制度を工夫することで受入枠を拡大する。</p> <p>○保育士の確保を図っていくため、関係団体や広島県と連携し、就業、就業継続（離職防止）支援の取組を行う。</p> <p>【多様な保育サービスの提供】</p> <p>○保護者のニーズ等を踏まえ、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などのより一層の充実を図る。</p> <p>○子育ての負担感の軽減などに対応するため、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業の利用の促進を図るほか、ニーズに対応した子育て支援事業の実施を検討する。</p> <p>○健全な子どもとの統合保育を通して、共に育ち合うよう専門機関との連携を図りながら障害児保育の充実を図る。</p> <p>○保育園、幼稚園等の各施設の情報把握し、保護者の相談に応じる保育サービスアドバイザーが機能を十分発揮するよう技能向上等に取り組む。</p> <p>【私立保育園等への支援の充実】</p> <p>○私立保育園は、児童受入枠の整備や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実のために中心的役割を担っていることから、私立保育園の運営基盤の強化を図る。</p> <p>【保育の質の向上】</p> <p>○保育園を対象として、広島市保育カリキュラム等を活用した研修を実施することにより、保育者としての専門性を高め、保育の質の向上を図る。</p> <p>○認可外保育施設に対して、指導監査や保育実践研修などを実施することにより、保育の質の向上を図る。</p>

<p>○質の高い幼児期の教育・保育を提供する必要がある。</p> <p>○共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、保護者が家庭にいない世帯が増えており、放課後などにおける小学生を対象にした放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の充実に取り組む必要がある。</p>	<p>【幼児期の教育・保育の総合的な提供】</p> <p>○子ども・子育て支援新制度を踏まえ、認定こども園の設置促進や教育・保育の質の向上に取り組む。</p> <p>【放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の充実】</p> <p>○放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の受入体制の整備に取り組む。</p> <p>○良質なサービスを提供する上で、これまで問題となっていたクラスの大規模化や過密化、多様な就労形態に対応する入会基準の見直しなどの課題解消に取り組む。</p>
---	---

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 3. 就労環境の整備

課題	対応の基本的方向
<p>○育児休業制度の定着と利用促進など、子育てと仕事の調和に向けた環境を整備する必要がある。</p> <p>○子育て等を理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、男女ともに働きながら子育てができる多様な就労形態に対応した支援を行う必要がある。</p>	<p>【子育てと仕事の調和のための就労環境の整備】</p> <p>○子育て支援に積極的に取り組む中小企業に対する融資制度の普及や市の入札制度等における優遇措置を行うとともに、事業所内保育施設の設置促進などにより、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備を支援する。</p> <p>○育児休業制度の充実などの就労環境の整備について、民間事業所等の表彰や特色のある事例の広報などにより、事業者に対する周知、啓発を行う。</p> <p>【多様な就業ニーズを踏まえた就労支援】</p> <p>○保護者のニーズ等を踏まえ、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などのより一層の充実を図る。</p> <p>○多様な就労形態などに対応するため、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業の利用の促進を図るほか、ニーズに対応した子育て支援事業の実施を検討する。</p> <p>○地域のニーズ等を反映した職業訓練コースの設定に向けて国や県との連携を強化することにより、女性の就労を支援する。</p> <p>○再就職を希望する女性に対する就労支援相談や講座の開催のほか、就労継続を希望する女性が働き続けることができるよう、多様な働き方に関する情報提供を行う。</p>

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 4. 子育て家庭に対する養育支援

課題	対応の基本的方向
<p>○子育て家庭に対する支援や子育て環境などの充実を図るとともに、親の養育能力を向上させるための支援を行う必要がある。</p> <p>○子育て経験を通じて親として成長できるよう支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援する必要がある。</p> <p>○共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実させる必要がある。</p> <p>○男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の子育て等への参画を促進する支援を行う必要がある。</p>	<p>【子育て相談・支援体制の整備】</p> <p>○子育てに必要な情報について、母子健康手帳交付や乳幼児健診の際に配付する啓発冊子や広島県の子育てポータルサイト「イクちゃんネット」等により提供するとともに、子育てに対する不安や負担感等の解消のため、各区の地域子育て支援センターや家庭児童相談室において、相談・助言等を行う。</p> <p>○「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問による相談や情報提供を行うほか、子育ての負担が重いと思われる家庭への保健師等の訪問による支援について、一層の充実を図る。</p> <p>○常設オープンスペース等において、親子の交流や親同士の情報交換の機会を提供するとともに、地域のオープンスペースの活動が活性化するよう、支援者の養成や、地域団体、支援者によるネットワークづくり等の一層の支援策を検討する。</p> <p>○幼稚園、保育園を開放し、地域の就学前の子どもたちに遊びの場を提供するとともに、幼児をもつ保護者の子育てに関する悩み相談等を行う。</p> <p>【父親の子育て参加の促進】</p> <p>○父親の育児参加を促進する「パパとママの育児教室」の開催や、つどいの広場における父親向けメニューの充実、常設オープンスペースでの父親参加イベント開催等により、父親同士、家族同士の交流を促進するとともに、学習機会の提供の充実を図る。</p> <p>○保育園の開放において、土曜日に「サタデー広場」を行い父親の育児参加を推進するとともに、「わかばパパ応援教室」では、初妊婦とその夫を対象に育児教室を開催し、子育て家庭の育児力の向上を図る。</p> <p>○男性が子育て等の家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、セミナーの開催や情報誌の配付などにより、家事や子育て等に関する学習機会の提供や啓発を行う。</p>

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 5. ひとり親家庭への支援

課題	対応の基本的方向
<p>○ひとり親家庭は、一般家庭に比べて、不安定な雇用状況にあり所得が低いため、就労経験等に応じたきめ細やかな就労支援を行い、自立を支援する必要がある。また、仕事に就き、子育てと両立するためには、就労支援とともに子育て支援の充実が必要である。</p> <p>○ひとり親家庭は、経済的に不安定な状況にあることから、子どもの大学進学率が低い実態があるため、子どもに対する支援を強化する必要がある。</p> <p>○父子家庭に対する支援施策について、特に、家事や子育てへの支援が求められていることに留意し、充実を図る必要がある。</p>	<p>【子育て・生活支援の充実】</p> <p>○区に母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭を対象に自立に必要な福祉制度等の情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</p> <p>○ひとり親家庭の仕事と家事や子育て等の日常生活との両立を支援するため、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図る「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の利用促進を図るほか、しつけや育児、親子の健康管理のための各種講習会を実施し、日常生活を支援する。</p> <p>○ひとり親家庭健全育成事業や母子家庭育成支援事業により、ひとり親家庭の親子のふれあいと憩いの機会を提供するとともに、ひとり親家庭相互の交流、情報交換を促進する。</p> <p>○ひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援や進学相談等の実施を検討し、ひとり親家庭の親子の進学や将来への不安感を解消し、自立を促進する。</p> <p>【経済的支援の充実】</p> <p>○ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当の支給や医療費の補助、水道・下水道料金の減免、市営住宅入居抽選時の優遇措置などを実施する。</p> <p>○母子寡婦福祉資金について、職業訓練のための技能習得資金、子どもの修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付けを行い、自立を促進する。また、国が拡大を予定している父子家庭への福祉資金の貸付けについて、適切に対応する。</p> <p>【就労支援の充実】</p> <p>○ひとり親の就労経験や資格、子育ての状況に応じ、きめ細やかな就労相談を行うため、就業・自立支援センターの体制を充実するとともに、各区のハローワークの就労支援窓口との連携を図る。</p> <p>○就職に有利となる資格・技能習得を支援するため、高等技能訓練促進費などの給付金の活用促進や効果的な講習会の開催を行う。</p>

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 6. 子育て家庭の経済的負担の軽減

課題	対応の基本的方向
<p>○子育て家庭の経済的な実態等を踏まえ、引き続き経済的支援に取り組む必要がある。</p>	<p>【医療費等の負担の軽減】</p> <p>○乳幼児及びひとり親家庭等に対して医療費を補助することにより、子育て家庭に対する経済的負担を軽減する。</p> <p>○子どもの健やかな成長を支援するため、養育医療給付や小児慢性特定疾患治療研究事業等により子どもの医療費等の助成を行う。なお、小児慢性特定疾患にかかる医療費助成の見直しについては、国の動向を把握し、適切に対応していく。</p> <p>○保育料、教育費の負担軽減に引き続き取り組む。</p> <p>○不妊治療の高額な医療費負担を軽減するため、その費用の一部を助成する。なお、治療費助成の見直しについては、国の動向を把握し、適切に対応していく。</p>

基本目標 II すべての子育て家庭を支える環境をつくります

重点施策 7. 地域における子育て環境の充実

課題	対応の基本的方向
<p>○子育てに関する悩みや不安を感じている家庭に対し、地域の関係機関等が連携して子育て支援を行う必要がある。</p> <p>○地域団体等の活動に対する支援など地域における子育て力を高めていく必要がある。</p> <p>○公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、思いやりやもてなしの心を持った対応についての啓発や整備状況等の情報提供を充実させる必要がある。</p> <p>○子育て支援のため、児童館など地域の身近な施設の有効活用を図る必要がある。</p>	<p>【子育て支援ネットワークづくりの推進】</p> <p>○地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対し、子育てに対する不安等への相談・助言、育児講座の開催、子育て情報の提供等を行うとともに、地域の子育てサークルに対して、リーダー育成支援や、運営ノウハウ等の提供などの助言・指導を行うことにより、子育て環境の充実を図る。</p> <p>○社会教育団体等各種団体が実施する公益性の高い事業に対し補助を行うなど、団体の活動を支援する。</p> <p>○地域団体やボランティア団体等と連携し、子育て家族と子育て支援を希望する高齢者との交流の場を開くなど、交流を通じ地域の幅広い世代が子育てを支援する仕組みを構築できる環境づくりを検討する。</p> <p>【子育て環境の整備の推進】</p> <p>○バス、路面電車の低床車両の導入費や主要な鉄軌道駅のエレベーター等の整備費の一部補助などにより、公共施設のバリアフリー化を引き続き推進する。</p> <p>○バリアフリー化された施設の設定情報を、市内中心部や主要な駅周辺等のエリアを問わず、小・中規模の施設についても公開し、より充実した情報提供を行う。</p> <p>○イベント等の開催にあたっては、乳幼児連れの子育て家庭に配慮した会場設営や運営に努める。</p> <p>○市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、民間の特定優良賃貸住宅についての情報提供を充実する。</p> <p>○妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、マタニティマークの普及啓発を行う。</p> <p>○児童館の整備を進め、子育て支援の場や児童健全育成団体の活動の場としての利用促進を図る。</p>

基本目標 Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

重点施策 1. 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

課題	対応の基本的方向
<p>○子どもが、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学ぶ意欲などを身につけさせ、「生きる力」を育成する必要がある。</p> <p>○豊かな感性や体力を育むため、文化や芸術、スポーツに関する様々な体験をする機会を提供する必要がある。</p> <p>○生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が重要であるため、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育を行う必要がある。</p> <p>○基本的な生活習慣が身につけていない子どもが増加傾向にあるため、家庭・学校・地域社会が連携して取り組む必要がある。</p>	<p>【「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ教育の充実】</p> <p>○ひろしま型カリキュラムや少人数教育の推進等により、基礎的・基本的な知識や技能をより一層確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成を図る。また、教員の指導力の向上・授業改善を推進する。</p> <p>○感動体験推進事業、文化の祭典、D oスポーツ体育指導者招へい事業などにより、文化や芸術、スポーツを体験するための機会を提供する。</p> <p>【小学校教育との連携の推進など就学前教育の充実】</p> <p>○就学前教育・保育推進プログラムの研修会、各小学校区における実践研究、「園へ行こう週間」などの実施により、幼・保・小連携を推進する。</p> <p>【学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】</p> <p>○「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を実施し、基本的な生活習慣の定着を図る。</p> <p>○児童生徒の基本的な生活習慣定着のため、朝食の喫食状況を把握し、家庭や地域と連携した取組を実施する。</p> <p>○望ましい食習慣の定着に向けて、引き続き、官民一体となった取組を推進する。</p> <p>○ノー電子メディアデーの実施や電子メディア・インストラクター養成など、家庭・学校・地域社会が連携して、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進するための取組を実施する。</p>

基本目標 Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

重点施策 2. 多様な教育の推進

課題	対応の基本的方向
<p>○子どもたちに被爆体験を確かに継承し、自らが被爆の実相等の事実を通して考え、世界恒久平和の実現に向けて行動することができる子どもたちを育成する必要がある。</p> <p>○未来を担う子どもたちが、環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題を解決するための能力を身に付けるよう、環境教育を充実させる必要がある。</p>	<p>【平和教育の推進】</p> <p>○広島・長崎市児童生徒平和のつどいにおいて、広島市と長崎市の児童生徒が隔年で相互に訪問し、平和学習を行うことにより、平和意識の高揚と被爆体験の継承や、青少年リーダーとしての資質向上を図る。</p> <p>○姉妹・友好都市等との青少年交流事業を通して、外国の文化を理解する機会や外国の人々との交流の機会を拡充するとともに、青少年が継続して国際交流事業に関わることができるように取り組む。また、事業を通じ次代を担う青少年が世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を養う。</p> <p>○平和教育プログラムについて、推進校による授業公開等の取組を通して、その指導方法等の周知・啓発を図る。</p> <p>【環境教育の推進】</p> <p>○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、環境教育に係る全体計画及び年間指導計画に基づき、環境教育を実施するとともに、地域の美化・清掃活動や緑化推進活動等の取組を推進する。</p>

基本目標 Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

重点施策 3. いじめ、不登校、非行等対策の充実

課題	対応の基本的方向
<p>○いじめ、不登校、暴力行為等の解決に当たっては、家庭、学校、地域社会が一体となり、社会全体で取り組むとともに、未然防止や早期発見・早期対応等の取組を充実させる必要がある。</p>	<p>【相談・支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが気軽に相談できる窓口について周知を図る。 ○子どもの問題で困ったり、悩んでいる親等に対し、各区保健福祉課に配置する家庭相談員が相談に応じ、必要な助言指導を行う。また、区役所こども家庭相談コーナーの拡大を検討するなど、区役所における相談・支援体制の充実を図る。 ○いじめ、不登校、暴力行為等の解決に向け、各学校における未然防止の取組の充実や早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラー等の教育相談体制の強化を図る。 ○「いじめ防止対策基本法」や「広島市いじめ防止基本方針（仮称）」に基づき、「いじめに関する総合対策」の取組を推進する。 ○ネットパトロールの実施により、インターネット上でのいじめ等の早期発見に努めるとともに、被害の拡大防止を図る。 ○青少年総合相談センターでの年々複雑多様化する相談に適切に対応するため、関係機関との連携を緊密にするとともに、専門スタッフに対する研修の充実を図る。 <p>【学校・家庭・地域社会における連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校区に設置している「ふれあい活動推進協議会」等を活用し、家庭・学校・地域が連携し、多様な体験活動等の充実を図る。 ○青少年からのメッセージ事業等、青少年の自己表現や自己実現の機会を提供する事業を実施し、青少年自身の人格形成に資するとともに、地域社会における青少年の健全育成に対する関心を高める。 ○児童相談所への保護者等からの相談に対しては、子どもやその家庭の状況等を踏まえて、学校、警察などの関係機関と十分な連携を図るとともに、子どもや家庭に対する共通の認識に立った一体的な援助・支援活動を行う。

基本目標 Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

重点施策 4. 青少年の健全育成等

課題	対応の基本的方向
<p>○いのちの大切さや性・性感染症予防に関する正しい知識の普及が必要である。</p> <p>○未成年者の飲酒・喫煙を防止するため、未成年者及び未成年者を取り巻く大人に対し、飲酒や喫煙の害を周知する必要がある。</p> <p>○不登校やひきこもり等が深刻化しており、こころの問題に対する相談体制を充実させる必要がある。</p>	<p>【健全な心身の育成】</p> <p>○学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮しながら、健康教育を実施する。</p> <p>○小学生を対象とした「乳児とのふれあい体験」や、中・高校生を対象とした「思春期保健教室」に加え、青年期の若者に対する命の大切さへの理解や、望まない妊娠を防ぐための取組の充実を検討する。</p> <p>○家庭や地域の理解と協力を得て、飲酒喫煙防止教育を推進する。</p> <p>○学校、地域団体、関係団体、関連事業者、行政で構成する「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の活動を通じて、未成年者への飲酒・喫煙防止の普及啓発の取組を行う。</p> <p>○未成年者の保護者に対し「未成年者の飲酒・喫煙防止」の啓発パンフレットを配布し、家庭における飲酒・喫煙防止へ向けての啓発を推進する。</p> <p>○メンターとの交流により、子どもの精神的・人間的な成長を促し、生活習慣の確立や学力の向上を図る青少年支援メンター制度を推進する。</p> <p>○思春期の生徒に対しリーフレットの配付などにより、心の悩みの相談先を周知するとともに、相談対応に当たる職員を対象とした研修会を開催し、相談技術の向上を図る。</p> <p>○子育てに悩んでいる保護者等を対象に、各区保健センターにおいて精神科医師等による相談を実施する。</p> <p>○区役所こども家庭相談コーナーの拡大を検討するなど、こころの問題に対する相談体制の充実を図る。</p>

<p>○電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを行う必要がある。</p> <p>○暴走族や非行少年グループへの加入防止や離脱に向けた取組と、家庭、学校、地域社会、関係機関などの連携を一層強化した取組を行う必要がある。</p>	<p>【青少年を取り巻く有害環境への対応】</p> <p>○ノー電子メディアデーの実施や電子メディア・インストラクター養成など、家庭・学校・地域社会が連携して、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進するための取組を実施する。</p> <p>○非行少年グループなどの活動が見受けられる地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、青少年指導員等の街頭補導活動により、早期発見、早期指導が行えるようにする。</p> <p>○非行少年を生まない・悪質化させない環境づくりをまちぐるみで行うとともに、居場所づくり支援や就労・就学サポートなどにより、非行少年の立ち直りのための支援を行う。</p>
---	--

基本目標 Ⅲ 豊かな教育環境をつくります

重点施策 5. 安全・安心なまちづくり

課題	対応の基本的方向
<p>○各地で、子どもが不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事件が多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保が重要な課題となっている。</p> <p>○防犯意識の高揚、地域の自主的な防犯活動への支援など市民が安心して暮らせる犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>○子どもの交通事故件数は年々減少しているが、自転車乗車中の交通事故が多く、自転車運転マナーの向上が急務である。</p>	<p>【地域ぐるみで子どもの安全を守る態勢づくりの推進】</p> <p>○「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」を小学校全クラスで実施し、危険回避能力と危険対処能力の向上を図る。</p> <p>○登校中の午前8時前後と下校時の午後3時以降を中心に、散歩や買い物などの際に多くの市民が見守り活動を行う「83運動」を推進するほか、「見守り活動10万人構想」を掲げ、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進する。</p> <p>○「こども110番の家」事業において、地区青少年健全育成連絡協議会が中心となって、地域に協力を呼び掛けるなど、さらに登録件数を増やす取り組みを行う。また、地区青少年健全育成連絡協議会と学校が連携し、スタンプラリー等の各種行事を通じて子どもたちへの周知を図る。</p> <p>○市民、事業者及び行政が連携・協働し、市民の意識啓発や防犯活動への支援などの取組を推進する。</p> <p>【交通安全意識の高揚】</p> <p>○学校等における交通安全教育（歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方等）を推進する。</p>

基本目標 IV 子どもが社会に参加するための環境をつくります

重点施策 1. 子どもの権利を保障するための環境整備

課題	対応の基本的方向
<p>○子どもの権利について普及啓発を図るとともに、子どもが自立性や社会性を身に付ける機会の充実を図る必要がある。</p> <p>○子どもにわかりやすく、子どもが安心して利用できる相談窓口が求められている。</p> <p>○複雑、多様化している子どもの成長に関する様々な問題に対応するため、関係者が連携し、総合的に対応していく必要がある。</p>	<p>【子どもの権利の啓発】</p> <p>○人権講演会の開催や人権標語の募集・表彰などにより、子どもの権利に係る普及啓発を行う。</p> <p>○広島青年会議所、県等との共催により、「子どもが主役のまち」で様々な職業を体験するイベントを開催するなど、子どもが自主性や社会性を身に付けていく機会の充実を図る。</p> <p>【子どもに関する相談体制の整備】</p> <p>○ひろしまチャイルドライン(こども電話相談)等の子どもが気軽に相談できる窓口の周知を図る。</p> <p>○青少年総合相談センターでの年々複雑多様化する相談に適切に対応するため、関係機関との連携を緊密にするとともに、専門スタッフに対する研修の充実を図る。</p> <p>○子どもの問題で困ったり、悩んでいる親等に対し、各区保健福祉課に配置する家庭相談員が相談に応じ、必要な助言指導を行う。また、区役所こども家庭相談コーナーの拡大を検討するなど、区役所における相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>○保護者等を対象に保健センターにおける精神科医師等による相談を実施する。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の活用等により、福祉、医療、保健、警察等の関係機関との連携を強化し、虐待を受けた子どもなど要保護児童に対する適切な支援を行う。</p>

基本目標 IV 子どもが社会に参加するための環境をつくります

重点施策 2. 子どもの社会参画の促進

課題	対応の基本的方向
<p>○子どもの意見が尊重される環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>○子どもの自主的な活動を促すための環境づくりや、子どものボランティア意識醸成のための取組を行う必要がある。</p>	<p>【子どもの意見反映に向けた取組の推進】</p> <p>○毎年の、7月を「青少年によい環境をあたえる運動月間」、11月を「青少年健全育成強調月間」として定め、それぞれ青少年健全育成に関する事業を地域において集中的、効果的に実施することにより、市民意識の高揚と啓発に取り組む。</p> <p>【子どもの自主的な活動への支援】</p> <p>○自然に触れながら異年齢集団の中で遊ぶことができる場（冒険遊び場）を提供するとともに、広島青年会議所、県等との共催により、「子どもが主役のまち」で様々な職業を体験するイベントを開催するなど、子どもの自主的な活動を促すための環境づくりの推進を図る。</p> <p>○やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業や高校生保育ボランティアの活動支援事業などを通じて、青少年の自主的な活動を支援する。</p>